

1. 優先的検討指針策定の背景
2. 優先的検討プロセスの全体像
3. 優先的検討の指針、手引、ひな形について
4. 優先的検討プロセスの具体的な内容
 - (1) 優先的検討の開始時期
 - (2) 対象事業
 - (3) 適切なPPP/PFI手法の選択（絞り込み）
 - (4) 簡易な検討
 - (5) 詳細な検討
 - (6) 評価結果の公表
5. PPP/PFI手法導入の拡大に資する取組
6. 国によるフォローアップ、支援措置
7. 参考資料

(4) 簡易な検討①(趣旨)

簡易な検討を実施する趣旨

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、地方公共団体等の職員等が庁内で、候補とされたPPP/PFI手法の適否を検討する段階。



この段階で、明らかにPPP/PFI手法導入の見込みがない公共施設整備事業についてPPP/PFI手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することが可能となる。

(4) 簡易な検討②(各PPP/PFI手法の費用項目)

費用総額比較で考慮すべき費用項目

フローチャート等で絞り込みを行った結果、簡易な検討を行う対象となったPPP/PFI手法について、費用総額比較を行う。その際に考慮すべき費用項目は以下のとおり。

【例：BTO手法の場合】従来型手法の費用（PSC※1）及びBTO手法の双方で、整備費、運営費、利用料金収入、資金調達費用を計上。BTO手法のみ調査費、税金、民間事業者の利益を計上（従来型手法については計上の必要なし）。

※1 PSC：Public Sector Comparatorの略。公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。ここでは従来型手法の費用等をさす。

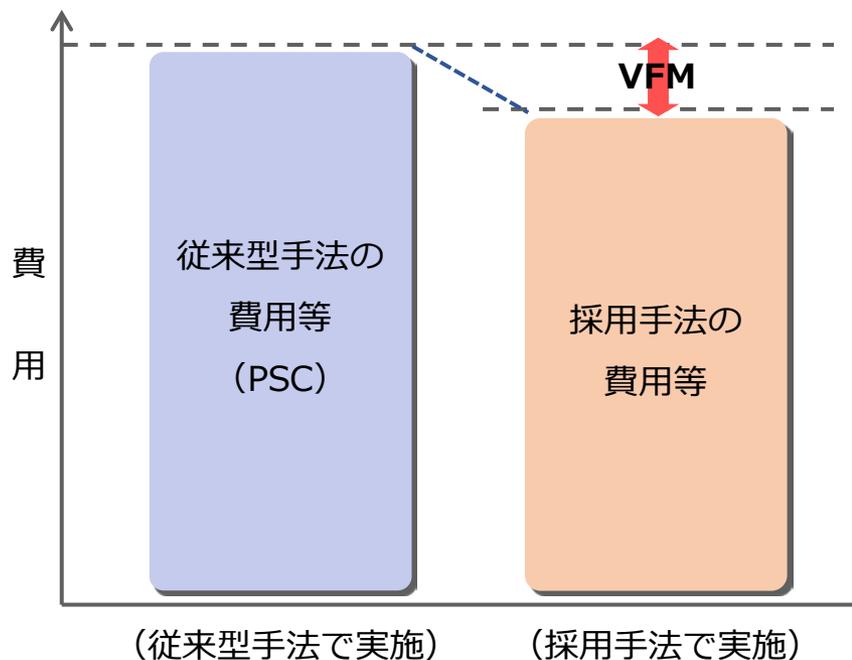
	① BTO・BOT・BOO・RO		② DBO		③ BT		④ 公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用	○	○	○	○	○	○	—	—
公共施設等の運営等の費用	○	○	○	○	—	—	○	○
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による	—	—	事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)	事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)
資金調達に要する費用	○	○	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	○ (官が調達)	—	—
調査に要する費用	—	○	—	○	—	○	—	※
税金(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)(SPCに係るもの)	—	○	—	○	—	—	—	※

※ 公共施設等運営権方式及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素

(4) 簡易な検討③(VFMの考え方)

VFMの考え方

簡易な検討の計算表を活用して、従来型手法の費用等（PSC）とPPP/PFI手法の費用等を比較。



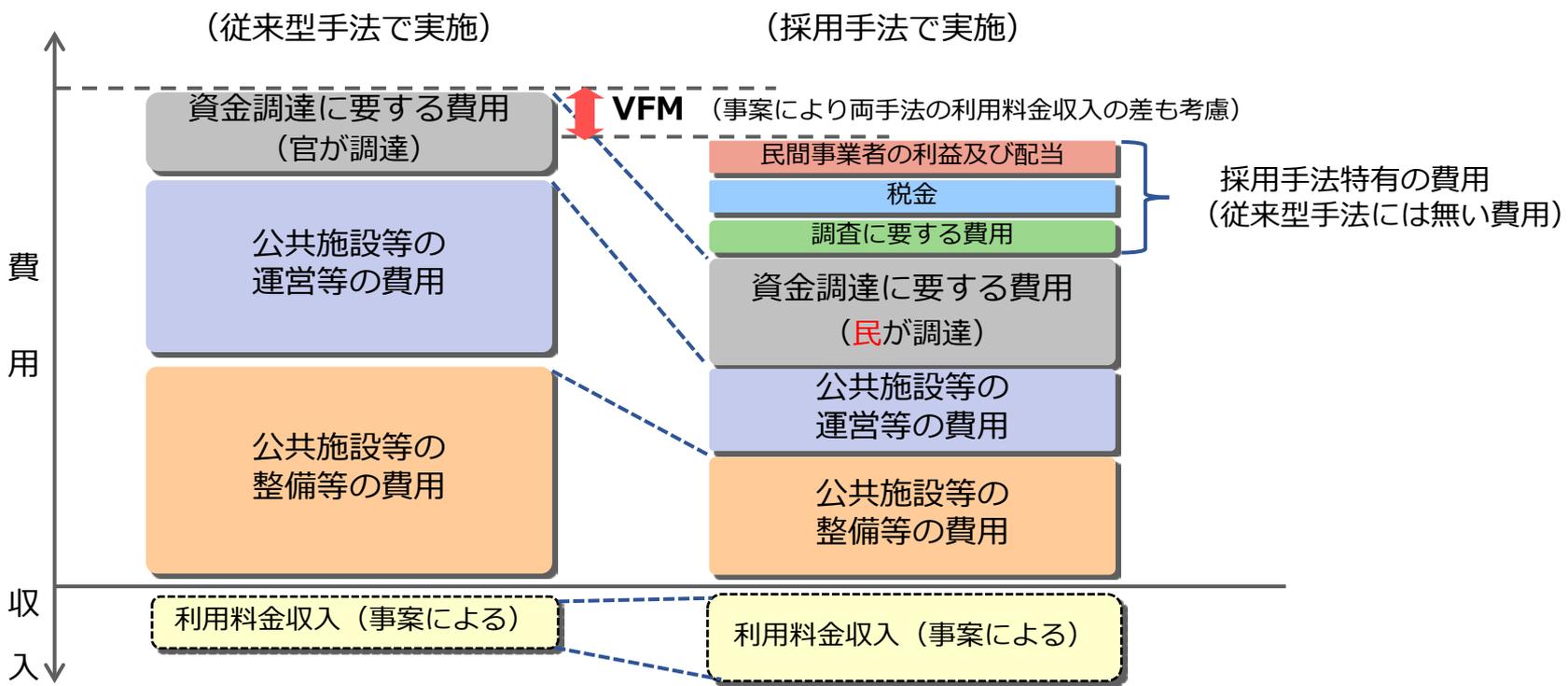
従来型手法の費用等（PSC）と比較する採用手法は、

- ①BTO・BOT・BOO・RO
- ②DBO
- ③BT
- ④公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託の4手法。

(4) 簡易な検討④(BTO方式等の場合のVFMの考え方)

比較対象が「①BTO・BOT・BOO・RO」である場合

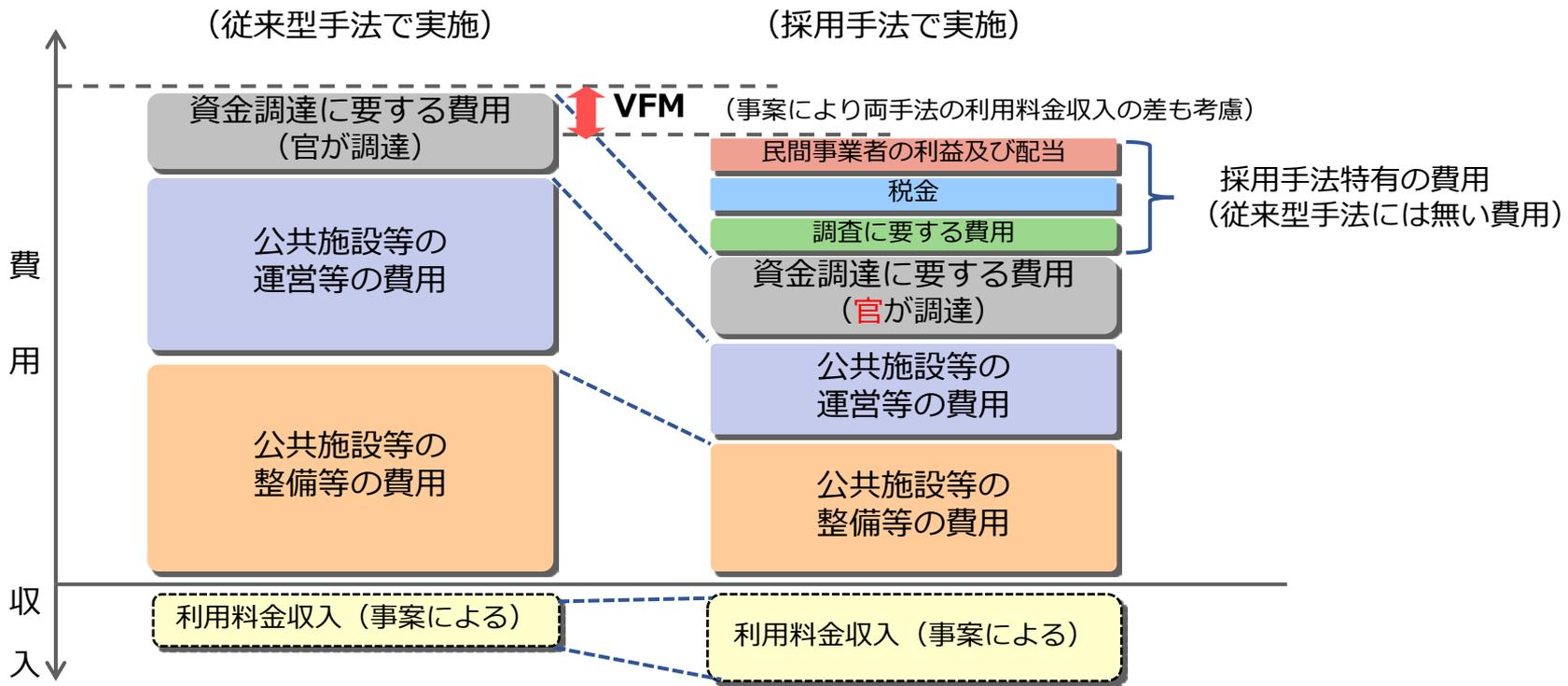
- 公共施設等の整備等の費用、公共施設等の運営等の費用、資金調達に要する費用（事案による。）、利用料金収入を比較。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑤(DBO方式の場合のVFMの考え方)

比較対象が「②DBO」である場合

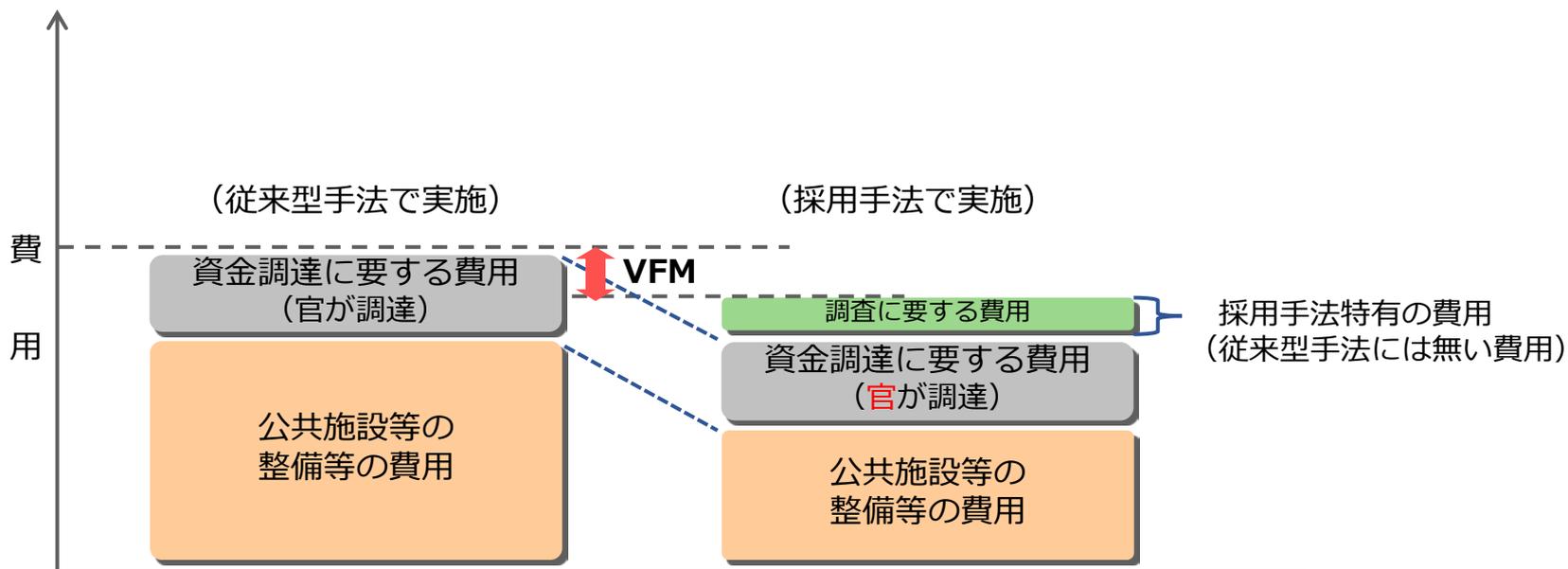
- 公共施設等の整備等の費用、公共施設等の運営等の費用、資金調達に要する費用（事案による。）、利用料金収入を比較。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑥(BT方式の場合のVFMの考え方)

比較対象が「③BT」である場合

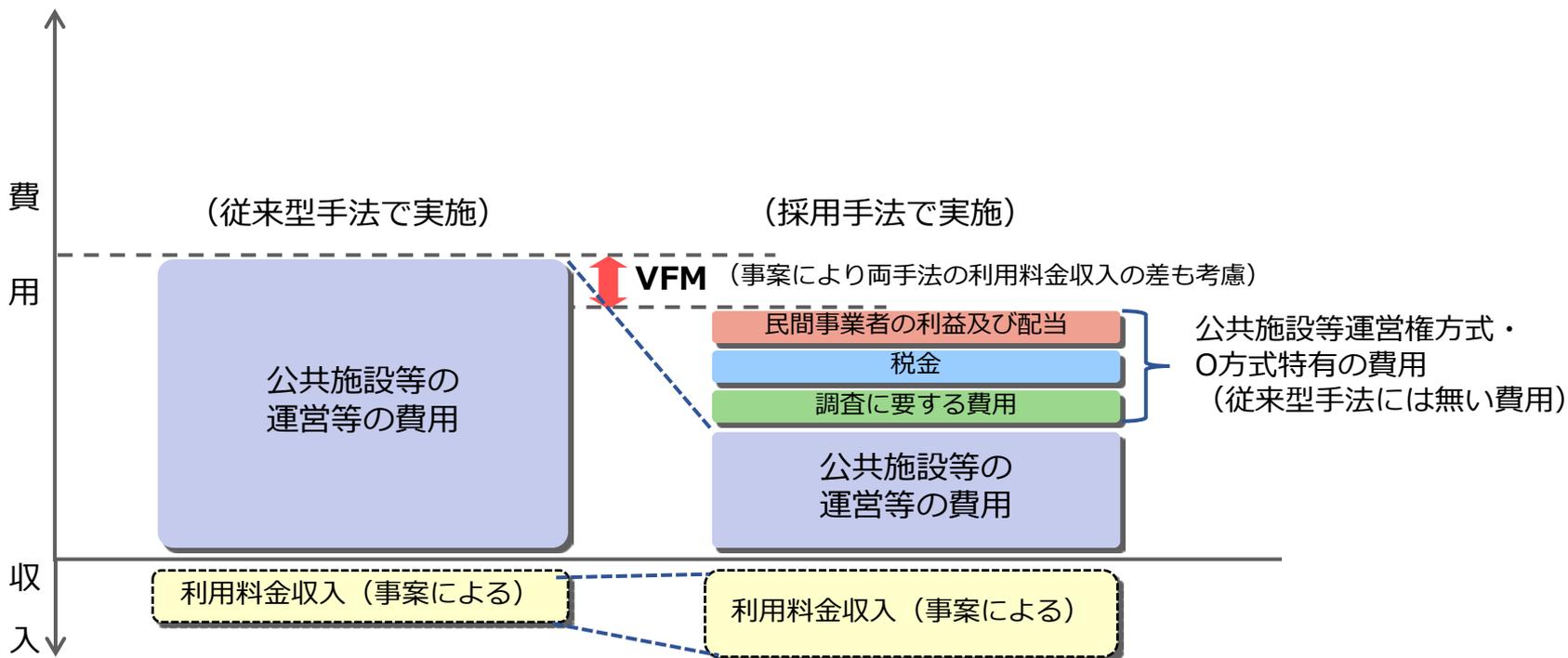
- 公共施設等の整備等の費用、資金調達に要する費用を比較。



(4) 簡易な検討⑦(指定管理者制度の場合のVFMの考え方)

比較対象が「④公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託」である場合

- 公共施設等の運営等の費用、利用料金収入（事案による。）を比較します。
- 利用料金収入の向上は、VFMの増加に貢献。



(4) 簡易な検討⑧(VFM算出のステップ1)

ステップ1 前提条件の記入

- 前提条件欄の の箇所を選択・記入。記入すべき前提条件は以下のとおり。
- 上記前提条件は、**民間事業者へのヒアリングや先行事例を参考に記入することが前提**。ただし、手引の規定値も活用が可能（上記【】内が規定値）。

項目	従来型手法	PPP/PFI手法
PPP/PFI手法の種類		フローチャート等により絞り込んだPPP/PFI手法
整備等費用	基本構想、基本計画等において想定されている費用	従来型手法の費用に対する一定の 削減率 【既定値は10%】
運営等費用	同上	従来型手法の費用に対する一定の 削減率 【既定値は10%。指定管理者制度は6%。】
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている収入	従来型手法の収入に対する一定の 増加率 【既定値は10%。指定管理者制度は2%。】
資金調達費用	・ 整備費に対する補助金・交付金、起債、一般財源の割合 ・ 起債金利 【既定値は1.3%】、償還期間、償還方法（元利均等、元金均等、期限一括）	・ 整備費に対する補助金・交付金、起債、一般財源、 民間資金の割合 ・ 民間資金 借入金利 【既定値は公共に+0.5%ポイント】、借入期間、償還方法（同左）
民間事業者の利益		一定以上となるよう自動調整 【既定値は資本金1千万円に対してEIRR5%以上】
調査等費用		適切な値【既定値は2,500～6,000万円】
税金		法人実効税率【既定値は32.11%】
運営期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間	
割引率	適切な値【既定値は2.6%】	

(4) 簡易な検討⑨(VFM算出のステップ2、3)

ステップ2 前提条件の決定

○  をクリック。

ステップ3 調書記載内容が自動計算

○ PPP/PFI手法簡易定量評価調書に転記する内容が自動的に表示。

	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く。)費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
運営等費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
利用料金収入	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
資金調達費用	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
調査等費用	—	●億円
〈算出根拠〉		
税金	—	●億円
〈算出根拠〉		
税引き後損益	—	●億円
〈算出根拠〉		
合計	●億円	●億円
〈算出根拠〉		
合計(現在価値)	●億円	●億円
財政支出削減率		VFMは●億円、●%
その他(前提条件等)		事業期間●年間、●%

(4) 簡易な検討⑩(その他の方法による簡易な検討)

費用総額比較によらない簡易な検討

過去の実績が乏しいこと等により、既述の費用総額比較による簡易な検討の実施が困難な場合がある。

例：公共施設等運営権方式、収益施設の併設又は活用などの事業収入等で費用を回収するPFI事業



- 詳細な検討を行うに値するものを選別するため、PPP/PFI手法を評価。

例：民間事業者へのヒアリングを踏まえた評価、類似事例の調査を踏まえた調査

- 具体的な評価方法については、平成28年中を目処に、別途策定する「運用の手引」において解説予定。